

12月12日(日)は、茨城県議会議員一般選挙の投票日です。

【投票時間：7時～18時・投票所：市内40か所】

開票所：大和ふれあいセンター「シトラス」
開票開始時間：20時（予定）

市民の皆様一人ひとりが自由な意志で責任ある一票を投票しましょう。

■投票のできる方

桜川市に住所を有する年齢満20歳以上（平成22年12月13日以前に出生の者）の日本国民で、平成22年12月2日現在の選挙人名簿に登録されている方、また、他の市町村から転入された場合は、平成22年9月2日までに転入届を行い、住民基本台帳に登録されている方。

■期日前投票制度

投票日に何らかの都合で投票できない方は、事前に期日前投票ができます。

- ◎期日前投票期間
12月4日(土)～12月11日(土)
- ◎投票時間：8時30分～20時
- ◎期日前投票場所
・桜川市役所岩瀬庁舎 1階

■不在者投票制度

◎不在者投票期間
12月4日(土)～12月11日(土)

- ・病院や施設での不在者投票
都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入所されている方は、その病院や施設等で投票することができ、病院長や施設長に申し出て下さい。
- ・他市町村での不在者投票
長期の出張や長期滞在など選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会にて投票ができますので、桜川市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便投票をすることができます。この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、桜川市選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、郵便投票の請求は12月8日(水)までに、本人が桜川市選挙管理委員会に請求することになります。

■問合先／桜川市選挙管理委員会

桜川市役所総務課内(☎5815111・7513111、内線1216・1217)



農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の提出を忘れずに！

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で、桜川市に住所がある資格要件を備えている方からの申請に基づき、選挙資格を審査したうえで作成されます。

この選挙人名簿に登録されていないと、投票もリコーの請求も出来ませんので、忘れずに申請してください。

選挙人名簿登録の資格要件

名簿に登録できる方は、平成23年1月1日現在、桜川市内に住所を有し、20歳以上(平成3年4月1日以前に出生)で、次のいずれかの要件を満たす方です。

- ①10アール以上の農地を耕作している経営主の方
- ②①の経営主の同居の親族またはその配偶者で、年間おむね60日耕作に従事している方
- ③10アール以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おむね60日耕作に従事している方

■申請手続

12月中旬に「農業委員会委

員選挙人名簿登録申請書」を配布しますので、選挙人資格を有する方で選挙人名簿への登録を希望される方は、申請書に必要事項をご記入の上、1月7日(金)までに、農業委員会事務局(真壁庁舎)、総合窓口課(岩瀬・大和庁舎)のいずれかに提出(郵送可)してください。

なお、区長・生産組合長などを通じて提出される地区においては、それぞれの地区でご協議のうえ、提出していただきますようお願いいたします。

■問合せ・申請書郵送先／桜川市農業委員会事務局

〒300-4495 桜川市真壁町飯塚9-1-1 ☎5815111・7513111、内線3181)